

30監特第59-7号
平成31年3月22日

(請求人様)

名古屋市監査委員	福 田 誠 治
同	丹 羽 ひろし
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成31年 2月25日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、国際会議場屋根付歩廊整備事業について、ずさんな工事によりケヤキが感染、衰弱して倒木の可能性があり、不適切な施工で衰弱して倒木した場合、人身事故の恐れがあるだけでなく、ケヤキ復旧のための工事費が莫大になると主張し、アーケードの即時撤去を求めるものであると思料する。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならないとされている。

本件請求については、請求人は、屋根付歩廊の設置工事の工法について、事実を証する書面を添付することなく私見を述べているにすぎず、財務会計上の行為自体の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。また、請求人が求めている措置は、法上認められた措置に該当しない。

よって、本件は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)